

最近の国民健康保険

(一) 診療と給付

二〇、二一四件。度の方が四二円ふえてお
りません。
(は)死亡の状況
種養
定医
四

療協助葬

死亡率の低下も顯著に現れております。今市民右のように保険がお払いになる額は大なるものであります。この保険実りまして、助産費と葬送費を免除した額と同額の統計であつても支払われているわけですから、昭和二十六年度は、七、五人、二

六百十三人昭和二十七年においては、一点当りの単価は四万五千七百九十人（初診料は何点、何の薬ですか、昭和二十六年は何点というように、全年度は、年間に一人平均一、部点数で定められています。）が十円であつたものが、昭和二十七年に値したのは、昭和二十七年において十一円五十銭に値したのは、一、八回というよ上げされたために、点数のうち受診率の向上がみられていて一件当たり四、五

この保険を利用されておられる方が、うかがわれるわけにあります。

病気を軽いうちに治すことが重要なことであります。資格の得喪などを整理し、保険料の集まりが良いかどうかは、一にかかつて

保険料は皆様の御協力でないものではありません。この保険がうまく行くかたに、毎月一日現在でどうかは、一にかかつて

実によく納めて頂いております。毎月の点数が非常に重要です。これはこの保険の利用されておられる方が、うかがわれるわけにあります。

(ろ) 一件当りの医療費とは誰でもが望んでいる。条例で定められた方式にどうかあるものでありまして、それがまたこよつて割出した額を調定して、この循環す次のよつて

さて、それならば病気の保険の生れた所以でも額と云いますが、昭和二うになつております。保一件（一件とは病氣、怪あるのですが、同時にそ十七年度には、九六％（こ險料の集りが良い。↓医我が治るまで。但しそれは保険の経済へも重本れを徴収率と言います。）師への支払が早い。↓医が二カ月以上またがる場な響きを持つのでありま納入されました之も昭和師が保険診療を歓迎する合には一カ月を一件としす。前述のように保険の廿六年度の九五、五％か↓診療が親切丁寧になるます。）に対してどの位趣旨が普及徹底するに從ちみますと、〇、五％だけ↓患者が喜んで早期診療の医療費がかかつているつて、早く医師に診て貰上廻り、この額が十二万療を受ける。↓一般にこかといふと、うようになり、一人当り円余りとなりますので少の保険の趣旨が普及して

(三) 優良健康世帯の表彰

今年も前年度と同様に程結構なわけでありまして、昭和二十七年度の保険料を完納し、しかも一度も祝福申し上げます。保険の給付をお受けになりにこの方々が、他の方々と同様に医師にかからなかつた世帯を優良健方々と同様に医師にかか

康世帯として表彰することたものとすれば、年間
とに致しました。前年度 二百三十七万四千円を要
はこのような世帯が八百します。何と大きい数字
八十五ありましたが、今ではありませんか。
年は一千百十五世帯（二医師にかかるかからな
千二百十九人）と二百三十一によらず保険料は必ず
十世帯増加しました。し払うべきですが、言うべ
かもこの中の三百三世帯くして仲々行い難い事では
連続二年表彰を受けらその立派なお心掛けを表
れるのであります。この彰という形で感謝の意を
ような優良健康世帯は多表する次第であります。

(四) 保険收支の状況

さてそれでは、保険收支すと、収入は次の表のよ
の状況はどうかと言いまうになつております。

御覽のようにこのうちでまた別な見方からすれば當てているわけでありま
療養給付費が昭和二十六 昭和二十七年には皆様す。これを言い換えます
年度より九百万円余多くからお預りした保険料は と、お預りした保険料に
出ております。これは前 約二千三百八十万円であ 約四百二十万円を加えて
述のように昭和二十六年の に、支払つた療養費 皆様にお返ししたこと
度には一三七七であつた その他の給付費は合せて なります。この一事を見
受診率が、昭和二十七年 約二千八百万円となりま しても、如何に皆様の
度には一八三%に上昇し すので、差引約四百二十 国民健康保険が、皆様方
のために、その差四六% 万円は、別の収入つまり の保険に役立っているか
即ち、約九百万円も多く 国や県の補助金、市の一 を御諒解願えと思ひま
支払つたわけでありませ 般会計からの繰入金等をす。

(五) その他本年度から
手をつける施設

(い) 直営総合病院の建
設準備

八万市民の皆様が、永年 病氣になつたら保険で診
の要望である総合病院の 病氣になつたが、それよ
建設は、從來一部に時期 て貰うのですが、それよ
尙早との声もありました りももつと大切なことは
が、今日では各方面一致 病氣にならないようにす
して早期に建設すること ことです。誰でもすき
が望まれている実状とな りませんが、そのままと
りましたので、本年度に して置けば病氣にならず
においてその準備を進め ることとなりまして、本年 いうことを、氣を付かず
こととなりまして。本年 いうことを、氣を付かず
度においては他市の施設 に平氣でいる人は相当多
等を充分調査、研究し、 いことでしよう。また結
更に本市将来の發展とも 核、妊産婦、乳幼児など
にらみ合せ、後々まで悔 ぬその家庭の状況で思うよ
を残さないようなものを うな処置も出来ず、その
造りたいと考えておりま ため療養、産後の肥立ち、
す。また一方敷地の選定 育兒など、なおざりにな
或は資金についても、国 勝ちではないでしよう
や縣の補助金、起債、市 保健婦はこのような
の自己負担分の見透し等 家庭を訪問して、保健に
も充分つけるなど、この 関する知識を高め、その
年間に建設の準備を着 家庭に適合した指導をし

たり、病氣の早期発見を
したり、その他いろいろ
な保険衛生の面で、皆様
のお役に立つことがその
使命であります。本年度
は取りあえず五名程度の
保健婦を置いて、皆様へ
のサービスと延いては療
養費の低下を図りたいと
考え、只今選考しており
ますので、近いうちに実
現致しますから、その節
は充分御利用願います。
以上最近の国民健康保険
について、その概要を申
述べたのでありますが、
この保険は皆様のもので
あり、この保険を育てる
ことは皆様自身を幸福に
することでありまして、
それはまた隣人を幸福に
し、ひいては被保険者四
万五千八百人の健康を守
り、当小田原市を健康で
文化的な都市とすること
に大いに役立つものであ
ります。どうぞ倍旧
の御協力をお願い申上げ

(い) 直営総合病院の建設準備
々進めることとなつていまします。

(い) 直営総合病院の建設準備
々進めることとなつていまします。

八万市民の皆様が、永年の要望である総合病院の建設は、従来一部に時期尚早との声もありましたが、今日では各方面一致して早期に建設することが望まれている実状となりましたので、本年度に於いてその準備を進めることとなりました。本年のこととなりまして、本年度においては他市の施設等を充分調査、研究し、更に本市将来の発展ともならみ合せ、後々まで悔を残さないようなものを造りたいと考えております。また一方敷地の選定や資金についても、国や縣の補助金、起債、市や縣の補助金、起債、市の自己負担分の見透し等も充分つけるなど、この一年間に建設の準備を着

(ろ) 保健婦の設置
病氣になつたら保険で診て貰うのですが、それよりもつと大切なことは病氣にならないようにすることです。誰でもすき好んで病氣になる人はありませんが、そのままだりませんが、そのままだりして置けば病氣になるといふことを、氣を付かず平氣でいる人は相当多いことでしょう。また結核、妊産婦、乳幼児などその家庭の状況で思うような処置も出来ず、そのため療養、産後の肥立ち、育児など、なおざりになり勝ちではないでしょうか。保健婦はこのような家庭を訪問して、保健に関する知識を高め、その間に適合した指導をします。

昔から「犬は三日飼えば飼主になつた」などと言われるほど生れつき人になつき易く、生涯主家を離れずよく家を守り、千供達のよき遊び相手となり、また訓練のしやすさによつてはその習性を遺憾なく發揮して涙ぐましいほどの働きをすることは、皆さん御承知の通りです。

今日犬が汎山飼われてゐるのは、その特性を活用して人間生活にプラスするためだと思います。このような意味あひの下に

飼われている犬たちも、飼主に眞の愛情がなかつたり、飼ひ方をしらなかつたりすると、芸なしで役に立たない犬となり、病氣になつたり悪癖を覚えたり、最も恐ろしい狂犬病にかかつたりします。こんなことのないように、県立小田原保健所では、このたび犬の相談所を開き、皆さんの愛犬に対する御相談に応ずることになりましたので、どうぞ御利用下さい。

一、犬の相談所

電話一、九一八

二、取扱事項

- 1 狂犬病予防注射並びに畜犬登録について
- 2 野犬、咬傷犬の抑留について
- 3 野犬、浮浪犬の捕かきについて
- 4 畜犬の飼ひ方について
- 5 仔犬、不用犬の收容
- 6 畜犬の衛生について
- 7 避妊手術の相談
- 8 駆虫についての相談
- 9 犬についての集会
- 10 畜犬の一時預りについて



犬の相談所開設

言われるほど生れつき人たり、飼い方をしらなかなつき易く、生涯主家つたりすると、芸なしでを離れずよく家を守り、役に立たない犬となり、子供達のよき遊び相手と病氣になつたり悪癖を覺なり、また訓練のしようえたり、最も恐ろしい狂によつてはその習性を遺犬病にかかつたりします憾なく發揮して涙ぐましこんなことのないようにいほどの働きをすること県立小田原保健所では、皆さん御承知の通りこのたび犬の相談所を開設し、皆さんの愛犬に対する御相談に応ずることです。

今日犬が沢山飼われてゐるのは、その特性を活用して人間生活にプラスするのだと思います。このような意味あひの下に、犬の相談所

一、犬の相談所

山王原二六三

- 1 狂犬病予防注射並びに畜犬登録について
- 2 野犬、咬傷犬の抑留について
- 3 野犬、浮浪犬の捕か
- 4 畜犬の飼ひ方について
- 5 仔犬、不用犬の收容
- 6 畜犬の衛生について
- 7 避妊手術の相談
- 8 駆虫についての相談
- 9 犬についての集会
- 10 畜犬の一時預りにつ

いて

昭和二十八年年度において、市と契約をした
病醫院診療所は次のとおりです。
これを見易い場所に貼つて置いて御利用下
さい。

執務時間中（午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）は、交換台が出ますから御用の譯を言つて下さい。
執務時間外は、それぞれ左記の場所に切り替ります。

分	2050	水 道 課	44	足	柄	支	所
庁	2051	土木課・建築課	1417	大	窪	支	所
舎	2080	教育委員会	1202	早	川	支	所
			国府津 ²⁵³	下	府中	支	所
			堀之内 ⁴	桜井		支	所

小田原市という地方公共団体の事務所として、市役所は、いろいろな官公署のうちで、一番皆さんに身近な、そして関係の深いところであることは申すまでもありません。そして市の各般の仕事は皆さんの代表者で構成する議会に決定された予算並びに条例によつて、その大綱が定められ、これによつて仕事が進められてゆくのだということも、すでに御承知の通りです。それでは、市役所はどんな機構で、どのような仕事をしているのか、そしてそれはどの課が扱っているのか、また、皆さんが市役所に御用があると、どの課に行つたらよいのか。

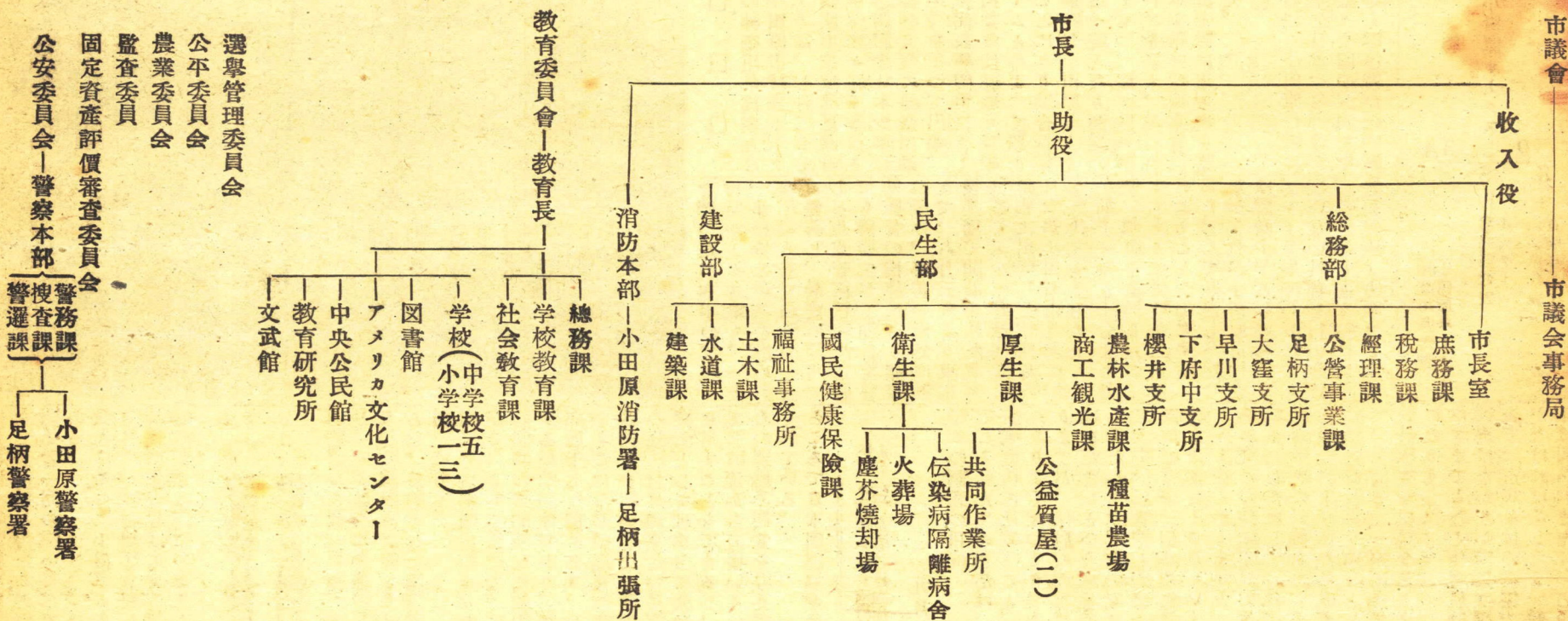
勿論、こういったことについては、大体御承知のことと思いますが、一方また案内知られていない部面もあるのではないかと思われます。

そこで、これから毎月にわたり、各課の市報連絡されております。

この図の外に、執行機関の附属機関として、国民健康保険運営協議会、国民健康保険診療報酬審査委員会、社会教育委員、公民館運営協議会などがあります。この図から省か

先づ市の
機構について

市議會
收入役
市議會事務局



常任委員会		有の大同毛織社宅に對する固定資産税について	
△第十回建設委員会 七月十一日、直壁委員長以下九委員出席の下に次の案件を審査した。 1、総合運動場取付道路及び土留石垣工事について 2、大工町通り道路占用取扱いについて 3、下府中地内県道国府津関本線改修について △第九回経済委員会 七月十三日、野島委員長以下九委員出席の下に次の案件を審査した。 1、夏まつり催し物について 2、農林対策委員会の設置について 3、小田原宮城野線観光道路について 4、小田原電話局の蓄電式設置について 5、小田原駅ホーム昇降階段増設整備について 6、小田原駅特急停車について 7、駅前廣場整備促進について 8、柳屋ボマード工場誘致について	△第六回治安委員会 七月十三日、江口副委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、消防車の事故について 2、消防司令車寄附について 3、少年野球について △第九回文教委員会 七月十七日、山田委員長以下八委員出席の下に次の案件を審査した。 1、城東高校工業科設置寄附金について 2、夏季健康学園について △第七回治安委員会 七月二十三日、江口副委員長以下五委員出席の下に次の案件を審査した。 1、少年野球について 2、警察及び消防施設の視察について △第九回公営事業委員会 七月二十三日、山口委員長以下六委員出席の下に次の案件を審査した。 1、永田氏所有土地家屋買収について 2、投票所の改築について 3、四周年記念競輪実施について	△第十回文教委員会 七月二十四日、山田委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、少年野球について 2、夏季健康学園について △第十一回厚生委員会 七月三十日、加藤委員長以下九委員出席の下に、次の案件を審査した。 1、公営住宅敷地について 2、西日本、南近畿水害義捐金品募集状況について 3、早雲山の災害見舞について 4、市民病院建設用地について 5、尿尿処理について △第十回経済委員会 七月三十一日、野島委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、稻病害虫発生防除対策について 2、土地改良事業について 3、柳屋ボマード工場誘致について 4、ゴルフ場建設について	5、商工祭について △第十回公営事業委員会 八月二日、山口委員長以下八委員出席の下に次の案件を審査した。 1、永田氏所有土地建物の買収及び修理について 2、投票所改築について 3、六連制の施行について 4、昭和二十九年年度一競技輪の開催日について △第十一回総務委員会 八月三日、井上委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、稻病害虫防除緊急対策費について 2、府川議員に対する弔慰金について 3、永田氏所有土地建物の買収について 4、南近畿地方災害見舞金について 5、裁判所官舎立替買収費追加分について 6、少年野球について 7、農業生産組合所有の倉庫作業場免稅陳情について 8、大同毛織招致に伴う市民税の減免について 9、神奈川県住宅公社所
6、その他 △第六回治安委員会 七月十三日、江口副委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、消防車の事故について 2、消防司令車寄附について 3、少年野球について △第九回文教委員会 七月十七日、山田委員長以下八委員出席の下に次の案件を審査した。 1、城東高校工業科設置寄附金について 2、夏季健康学園について △第七回治安委員会 七月二十三日、江口副委員長以下五委員出席の下に次の案件を審査した。 1、少年野球について 2、警察及び消防施設の視察について △第九回公営事業委員会 七月二十三日、山口委員長以下六委員出席の下に次の案件を審査した。 1、永田氏所有土地家屋買収について 2、投票所の改築について 3、四周年記念競輪実施について	△第十回文教委員会 七月二十四日、山田委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、少年野球について 2、夏季健康学園について △第十一回厚生委員会 七月三十日、加藤委員長以下九委員出席の下に、次の案件を審査した。 1、公営住宅敷地について 2、西日本、南近畿水害義捐金品募集状況について 3、早雲山の災害見舞について 4、市民病院建設用地について 5、尿尿処理について △第十回経済委員会 七月三十一日、野島委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、稻病害虫発生防除対策について 2、土地改良事業について 3、柳屋ボマード工場誘致について 4、ゴルフ場建設について	5、商工祭について △第十回公営事業委員会 八月二日、山口委員長以下八委員出席の下に次の案件を審査した。 1、永田氏所有土地建物の買収及び修理について 2、投票所改築について 3、六連制の施行について 4、昭和二十九年年度一競技輪の開催日について △第十一回総務委員会 八月三日、井上委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、稻病害虫防除緊急対策費について 2、府川議員に対する弔慰金について 3、永田氏所有土地建物の買収について 4、南近畿地方災害見舞金について 5、裁判所官舎立替買収費追加分について 6、少年野球について 7、農業生産組合所有の倉庫作業場免稅陳情について 8、大同毛織招致に伴う市民税の減免について 9、神奈川県住宅公社所	有の大同毛織社宅に對する固定資産税について 10、早雲山災害見舞金について △第十一回公営事業委員会 八月七日、山口委員長以下九委員出席の下に次の案件を審査した。 1、元永田氏所有土地家屋の管理について 2、八月記念競輪について △第十一回経済委員会 八月八日、野島委員長以下八委員出席の下に次の案件を審査した。 1、柳屋ボマード工場誘致について 2、夏まつりについて 3、留場諏訪原農道改修陳情について 4、西柏山土手庭線農道改修陳情について 5、城址公園内屑鉄採掘許可について △第十二回経済委員会 八月十五日、野島委員長以下七委員出席の下に次の案件を審査した。 1、柳屋ボマード工場誘致について 2、中小企業小口融資規定一部改正について

(説)(解)(語)(用)

執行機関

執行機関とは、例えば、市長、教育委員会、選挙管理委員会などのようにそれぞれ独自の執行分野をもち、その担任する事務について、市の意志を自ら決定し、これを外部に表示することのできる機関を指す。

つて決定されるかといふと決してそうではない。団体には、意志を決定する機関とそれを実現する機関とがあるが、市の場合、決定された意志を実現する機関として、市長をはじめその他の執行機関がある。これらの執行機関及び議決機関の権限は地方自治法によつて規定され、それに従つて運用される。そして議決機関としての議会が団体

九月十五日現在で

いうまでもなく、市の議決法第九十六条に掲げられ
 会が、市の議決機関であつてゐるので、議會はその
 り意志決定機関である。範圍において議會の議決
 小田原市という地方公共により団体の意志を決定
 団体の意志は、住民に代する。それ以外の場合は
 つて市議會によつて決定執行機関たる市長その他
 せられる。市議會は、市各種委員会が、自己の権
 の意志決定機関であるが、限に属する事項につき、
 市の意志は大小如何に拘自ら団体意志を決定し、
 らず、すべて市議會によつてこれを執行するものであ

本市選挙管理委員会では公職選挙法の規定に基き例年の通り、九月十五日現在をもつて、基本選挙人名簿を調製致します。この基本選挙人名簿に登録される資格を有する方は次の方々です。

○ 九月十五日現在において引続き三ヵ月以上近日、係員が各世帯に伺

本市に住所を有する者
即ち、本年六月十六日以前から引続き本市に住んでゐる者で、
本年十二月二十日現在で満二十歳以上に達する者。即ち、昭和八年十二月二十一日以前に生れた者。

しく御協力下さい。
なお、この基本選挙人名簿は、十月三十一日までで調製し、十一月五日から十五日間、市役所内で皆さんの縦覧に供し、本年十二月二十日をもつて確定することになつております。

